門真市遠隔手話通訳サービス利用規約

門真市遠隔手話通訳サービスは、下記の条件で実施するものとし、サービスを利用する者は、利用条件に同意したものとします。

1 サービスの提供

(1) サービスの提供日及び提供時間

平日(土・日・祝祭日・年末年始を除く。)の午前9時から午後5時30分までとします。

(2) 手話通訳者

サービスは、門真市が直接実施するものとし、手話通訳は、障がい福祉課の設置通訳者 (手話通訳職員)が対応します。

2 サービスの内容等

(1) サービスの内容

このサービスは、聴覚に障がいをお持ちの方とビデオ通話機能を利用して、設置通訳者 (手話通訳職員)との通話を提供するものです。

(2) サービスの提供条件

次に掲げるようなサービスは、提供できないものとします。

- ① 商用もしくはそれに類する目的のもの
- ② おおむね 15 分を超えるものや多頻度の利用のもの
- ③ 公序良俗に反する内容や違法性が高い内容と門真市が判断したもの これらの状況が続く場合には、利用登録の取消をする場合があります。

3 サービスの利用対象者

サービスを利用できる者は、門真市内にお住まいで、聴覚に障がいをお持ちの方(身体障がい者手帳所持者)とします。

4 サービスの利用登録

サービスを利用しようとする者は、前もって利用登録をしなければなりません。

5 サービスの予約

サービスを利用しようとする者は、通訳日時の7日前までに予約しなければなりません。ただし、緊急の場合はその限りではありません。

6 サービスの利用料

サービスの利用料は無料とします。ただし、利用者のサービス利用に必要なタブレット・スマートフォン等の通信料等は、利用者負担となります。

7 サービスに利用するソフトウェア

サービスに利用するソフトウェアは、無料で使用することができるアプリのCisco Webex(シスコ ウェベックス)を利用登録するものとし、利用者はご自分でそれらが使用できる環境を整えるものとします。

8 その他

このサービスは、下記の場合においてサービスの提供できない場合がありますので、 あらかじめご了承ください。

① 通信状況が悪い場合

- ② 手話通訳者が外出中や窓口対応中の場合
- ③ その他、自然災害等何らかの事情が生じた場合 なお、これらの場合において、市は一切の責任を負いません。